

土浦市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、土浦市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、「土浦市広告掲載要綱」（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び「土浦市広告掲載詳細基準要項」（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌スポンサーの広告を掲載した当該雑誌を図書館の利用者の閲覧に供する制度をいう。

2 この要項において「雑誌スポンサー」とは、図書館に収蔵する資料の収集を支援することを目的として雑誌を提供する民間事業者その他の者（個人を除く。）をいう。

(雑誌スポンサーの資格及び提供期間)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、基準要項第4条第1項各号のいずれにも該当しないものとし、提供期間は、原則として1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館長又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告の掲載基準)

第4条 広告の掲載については、要綱第3条に定めるところによる。

(募集)

第5条 雑誌スポンサーの募集は、土浦市ホームページ、土浦市立図書館ホームページ及び市広報紙への掲載等により随時行う。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする者は、別に定める土浦市立図書館雑誌スポンサー制度仕様書（以下「仕様書」という。）に規定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、土浦市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、教育長に申し込まなければならない。

(1) 掲載しようとする広告の原稿

(2) 会社概要等が記載されているパンフレットその他雑誌スポンサーになろうとする者が行っている事業等の概要が分かる書類

(雑誌スポンサーの決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込みがあるときは、先着順に決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により承諾の可否を決定したときは、土浦市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(雑誌の提供)

第8条 雑誌スポンサーは、前条の規定による承諾の決定を受けたときは、当該承諾に係る雑誌を別に定める仕様書の方法により、図書館に提供しなければならない。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館に収蔵している他の雑誌と同じ取扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の事由により、引き続き雑誌スポンサーを提供することが困難であると認めるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育長と協議しなければならない。

(広告の規格等)

第9条 雑誌スポンサーの広告の規格等は、仕様書のとおりとする。

(広告の提出等)

第10条 雑誌スポンサーは、第7条の規定による承諾の決定を受けたときは、仕様書に定める規格により広告を作成し、土浦市立図書館雑誌スポンサー承諾決定通知書に記載した受入開始日の前日までに提出しなければならない。

2 教育長は、提出のあった広告が適当でない判断したときは、当該広告の雑誌スポンサーに対して広告の変更を求めることができる。

(広告の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告を掲載した雑誌スポンサーが負うものとする。

(広告の変更)

第12条 承諾の決定を受けた広告は、受入開始日から3月を経過する日までの間は、これを変更することができない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する期間の経過後、広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に新たに掲載しようとする広告の原稿を土浦市立図書館雑誌スポンサー広告変更申請書（様式第3号）とともに提出し、その掲載について教育長の承諾を受けなければならない。

3 教育長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、土浦

市立図書館雑誌スポンサー広告変更承諾（不承諾）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 広告の変更については、第10条の規定を準用する。

（雑誌提供の中止の届出）

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の属する月の2月前までに、土浦市立図書館雑誌スポンサー雑誌提供中止届出書（様式第5号）により教育長に届け出なければならない。

（雑誌スポンサーの決定の取消し）

第14条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による承諾の決定を取り消すことができる。

（1）前条の規定による中止の届出があったとき。

（2）雑誌スポンサーが基準要項第4条第1項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

（3）雑誌スポンサーが第10条第2項（第12条第4項において準用する場合を含む。）の規定による広告の変更の求めに応じないとき。

（4）雑誌スポンサーに倒産、解散等のやむをえない事情があったとき。

2 教育長は、前項の規定により承諾の決定を取り消したときは、土浦市立図書館雑誌スポンサー承諾決定取消通知書（様式第6号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、仕様書において定めるものとする。

付 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。